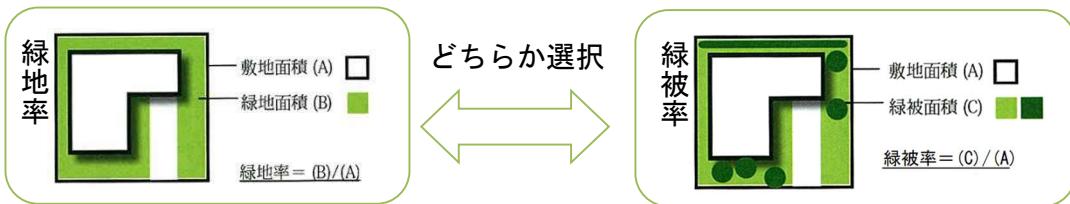


(3) 緑化等

①基準のイメージ

■緑豊かな景観を誘導します

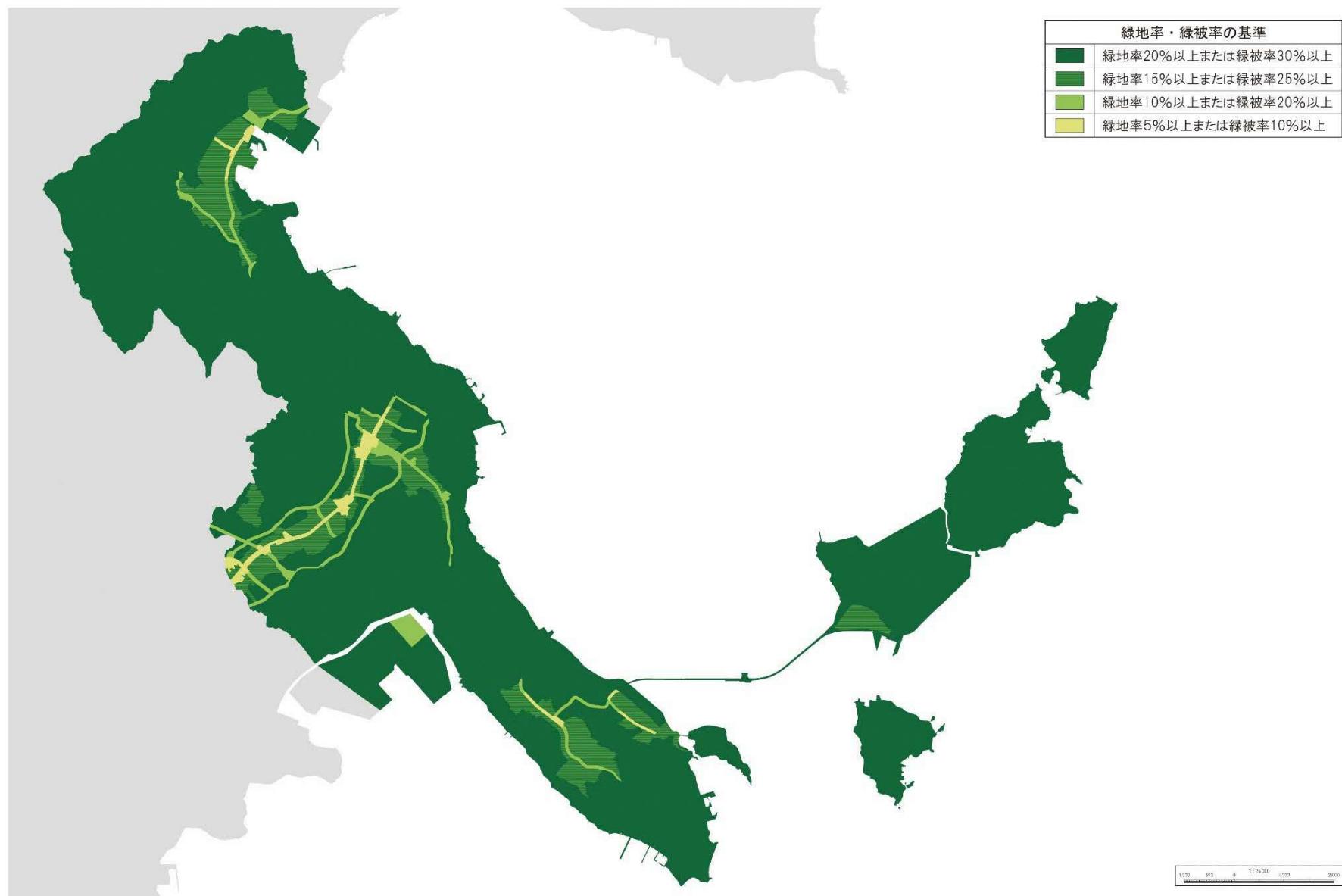
- ・緑豊かな景観づくりを進めるため、類型別のエリアごとに緑化基準を設定し、敷地内緑化を誘導します。
- ・大規模商業施設や宿泊施設についてはエリアに関係なく海・河川エリア等と同程度の緑化を誘導します。
- ・緑化基準は、敷地条件に合わせて緑地率と緑被率のどちらかを選択できます。



■建築物の緑地率・緑被率に関する区分

	景観づくりの区域(類型別)	細分類(用途地域)	特定の建物用途
緑地率 20%以上 または 緑被率 30%以上	海・河川 緑・農地・集落 住宅地のイ 工業・大規模施設用地	<ul style="list-style-type: none"> ・用途未指定地域(州崎を除く) ・第一種低層住居専用地域 ・工業系用途地域 <ul style="list-style-type: none"> --準工業地域 --工業地域 --工業専用地域 --用途未指定地域(与那城平宮) ・用途地域に関わらず海・河川にかかるエリア 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模商業施設 (店舗面積 1,000 m²以上) ・宿泊施設
緑地率 15%以上 または 緑被率 25%以上	住宅地のア	<ul style="list-style-type: none"> ・次の住居系用途地域のうちエリア型指定のもの <ul style="list-style-type: none"> --第一種中高層住居専用地域 --第二種中高層住居専用地域 --第一種住居地域 --第二種住居地域 	
緑地率 10%以上 または 緑被率 20%以上	商業地	区分ア(近隣商業地域を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・次の住居系用途地域のうち路線型指定のもの <ul style="list-style-type: none"> --第二種中高層住居専用地域 --第一種住居地域 --第二種住居地域 --準住居地域
		区分ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・用途未指定地域(州崎)
緑地率 5%以上 または 緑被率 10%以上	商業地	区分ア(住居系用途を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域
		区分イ	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地域

■建築物の緑地率・緑被率の区分図



■道路や公園などの公共空間沿いの緑化を誘導します



公共空間沿いは、うるおいのある景観をつくるために緑化に努めましょう

<特に緑化を図るエリア>

- 本市の顔となる景観骨格軸の道路沿道（第4章景観づくりの方針、5. 骨格別方針の「グスクロード」、「あやはしパールライン」の項目を参照）については、緑視率*により道路側の緑化を誘導します。

【緑視率】

- 特定の地点（道路側）から対象となる敷地を見た時に、一定の空間領域（間口×高さ10m）に占める緑の割合で示します。



◎立体的な緑を評価できる。
沿道景観における緑の像
を具体的に確認できる。

■建築物の緑視率に関する区分

	対象エリア	対象路線
緑視率 20%以上	・「あやはしパールライン」に位置付けられている道路に面する敷地	・伊計平良川線 ・県営農道
緑視率 15%以上	・「グスクロード」に位置付けられている道路に面する敷地	・国道 329 号線 ・沖縄石川線 ・県道 6 号線 ・県道 8 号線 ・伊計平良川線 ・沖縄環状線 ・具志川沖縄線 ・県道 16 号線 ・県道 37 号線

■建築物の緑視率の区分図



②景観づくりの基準（一覧）

項目	基準	景観づくりの区域（類型別）				
		海	緑	商	住	工
緑化など	・緑地率 5 %以上または緑被率 10%以上とすること。 ※商業地の詳細区分（区分ア・イ）については90ページを参照すること。	-	-	区分 アイ	-	-
	・緑地率 10%以上または緑被率 20%以上とすること。 ※商業地の詳細区分（区分ア・ウ）については90ページを参照すること。	-	-	区分 アウ	-	-
	・緑地率 15%以上または緑被率 25%以上とすること。 ※住宅地の詳細区分（区分ア）については90ページを参照すること。	-	-		区分 ア	-
	・緑地率 20%以上または緑被率 30%以上とすること。	○	○	-	区分 イ	○
	・大規模商業施設（店舗面積 1,000 m ² 以上）や宿泊施設は、所在するエリアに関係なく緑地率 20%以上または緑被率 30%以上とすること。	○	○	○	○	○
	・緑地率及び緑被率に基づき緑化する場合は、できる限り道路・公園などの公共空間側に配置し、緑を感じられる街並みを演出すること。	○	○	○	○	○
	・グスクロードに位置付けられた道路沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を 15%以上とすること。	○	○	○	○	○
	・あやはしパールラインに位置付けられた道路沿いの敷地は、道路に面する部分の緑視率を 20%以上とすること。	○	○	-	○	○
	・道路や公園等の公共の場所に面する部分については、花などを植えることにより、明るく華やかな街並みづくりに努めること。	○	○	○	○	○
	・大規模な建築物の周辺においては、敷地内緑化、壁面緑化、屋上緑化により圧迫感の軽減に努めること。	○	○	○	○	○
	・敷地内緑化にあたっては、地域の植生等と調和する種類を選ぶこと。	○	○	○	○	○
	・敷地内に地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴付ける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然のままの状態で残すこと。	○	○	○	○	○
	・海や河川沿いにおいては、自然とうるおいを感じられる水辺景観をまもり・つくるため、できる限り水辺に面する部分の緑化に努めること。	○	-	-	-	-

【景観づくりの区域（類型別）欄の見方】：①届出対象行為が所在する区分を第4章4. 類型別方針でチェックしてください。

②行為が所在する区分の列についている記号をチェックしてください。「○」や「区分」がついている基準が行為に適用されます。

【表中の書体の意味】ゴシック体は数値基準、明朝体は定性基準を示します。